

奈良市公報

第 303 号

平成26年4月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

○道路の区域変更	1
○道路の供用開始	2
○一般競争入札の実施（2件）	2
○都市計画地区計画の案の公衆縦覧（2件）	2
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	3
○平成26年度の土地価格等縦覧帳簿等の縦覧期間等	3
○公共下水道の共用及び下水の処理の開始	3
○道路の区域変更	4
○道路の供用開始	10
○放置自転車等の保管	16
○放置自転車等の処分	16
○障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	16
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	17
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）	17
○開発行為に関する工事の完了	17
○一般競争入札の実施	18
○住居番号の実施	18
○放置自転車等の保管	18
○道路の位置の廃止（2件）	18
○開発行為に関する工事の完了	18
○大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）J R 奈良駅南特定土地区画整理事業の事業計画の変更	19
○大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）J R 奈良駅南特定土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区等を表示する図書の写しの公衆縦覧	19
○奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱の一部を改正する告示	17
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	20
○生活保護法の規定による医療機関の指定	20
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	20
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	20

平成25年度 区域変更告示区間

○生活保護法の規定による施術者の指定	20
○放置自転車等の保管（2件）	21
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	21
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	21
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	21
○放置自転車等の保管	22
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出	22
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	22
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	22
○生活保護法の規定による施術者の指定	23
○建築基準法の規定による公告認定対象区域内の建築物の位置及び構造の認定の取消し（3件）	23

監 査

○住民監査請求に係る監査結果（2件）	23
--------------------	----

公 営 企 業

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	25
-----------------------	----

教 育 委 員 会

○奈良市学校運営協議会規則の一部を改正する規則	25
-------------------------	----

○学校教育法施行細則の一部を改正する規則	26
----------------------	----

○定例教育委員会の開催	27
-------------	----

○奈良市指定文化財の指定	27
--------------	----

選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	27
-----------------------	----

農 業 委 員 会

○農地部会の招集	28
----------	----

正 誤

○正誤表	28
------	----

告 示

奈良市告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成26年3月3日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
------	-----	----	-------	-------	-------	----

1	西部第324号線	学園北二丁目1017番91地先から	前	4.40～4.40	18.6	
		学園南一丁目1016番2地先まで	後	4.80～4.80	18.6	

(平成26年3月3日掲示済)

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成26年3月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成26年3月3日から次のように道路の供用を開

平成25年度 供用開始告示区間

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	西部第324号線	学園北二丁目1017番91地先から	4.80～4.80	18.6	
		学園南一丁目1016番2地先まで			

(平成26年3月3日掲示済)

より次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成26年3月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第103号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年3月3日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

交通安全施設整備工事（あやめ池南六丁目地内他・中部第930号線他）ほか4件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成26年3月3日掲示済)

奈良市告示第104号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年3月3日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

測量設計業務委託（六条一丁目地内・中部第340号線）（業務の業務名、業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

(平成26年3月3日掲示済)

奈良市告示第105号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に

奈良市告示第106号

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成26年3月17日までに必着するように提出してください。

(平成26年3月3日掲示済)

平成26年3月3日

奈良市長 仲川元庸

1 变更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計

計画百楽園五丁目地区計画

2 變更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市百楽園五丁目の一部

3 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

4 縦覧期間

平成26年3月3日から平成26年3月17日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

に平成26年3月17日までに必着するように提出してください。

(平成26年3月3日掲示済)

奈良市告示第107号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成26年3月3日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定期年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2960190177	奈良市神功五丁目19番地の2エルメゾン神功8-A	みらい精華訪問看護ステーション	奈良市神功五丁目19番地の2	株式会社Mizuno	平成26年3月1日
2970106288	奈良市大宮町六丁目6番地の1アルファコート204号	ハッピースタッフ奈良新大宮	大阪市東淀川区東中島一丁目18番22号	株式会社プロパティ・ケア	平成26年3月1日
2970106296	奈良市高天市町49番地	新高和介護サービス	奈良市高天市町49番地	株式会社新高和	平成26年3月1日
2970106304	奈良市あやめ池南二丁目2番16	あすならハイツあやめ池訪問介護	大和郡山市宮堂町字青木160番7	社会福祉法人協同福祉会	平成26年3月1日
2970106312	奈良市四条大路五丁目4番37号	ツクイ奈良みあと	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	株式会社ツクイ	平成26年3月1日
2960190169	奈良市帝塚山南四丁目11-7	訪問看護ステーション・あいびす	奈良市西木辻町91番地4号	特定非営利活動法人アメリカー・ライフサポート・アシスト	平成26年3月1日
2970106320	奈良市大宮町二丁目3-4-103	デイサービス・チルチル	奈良市西木辻町91番地4号	特定非営利活動法人アメリカー・ライフサポート・アシスト	平成26年3月1日

(平成26年3月3日掲示済)

奈良市告示第108号

平成26年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間、縦覧場所等を、地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第85条第2項の規定により、次のとおり公示します。

平成26年3月3日

奈良市長 仲川元庸

1 縦覧の期間 平成26年4月1日から同年4月30日まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

2 縦覧の時間 午前9時00分から午後5時00分まで

3 縦覧の場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 東棟2階 資産税課

(平成26年3月3日掲示済)

奈良市告示第109号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成26年3月3日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成26年3月3日

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成26年3月17日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市三碓三丁目、高畠町、南京終町二丁目及び南京終町四丁目の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
三碓幹線-53	奈良市三碓三丁目766-1	奈良市三碓三丁目782
北永井幹線-347	奈良市高畠町59-2	奈良市高畠町77
大安寺第1幹線-233	奈良市南京終町二丁目334-3	奈良市南京終町二丁目334-3
大安寺第1幹線-234	奈良市南京終町二丁目334-3	奈良市南京終町四丁目338-1
大安寺第1幹線-235	奈良市南京終町二丁目326-2	奈良市南京終町二丁目334-3
大安寺第1幹線-236	奈良市南京終町二丁目334-3	奈良市南京終町四丁目394-2
大安寺第1幹線-237	奈良市南京終町四丁目392-2	奈良市南京終町四丁目339
大安寺第1幹線-238	奈良市南京終町四丁目392-2	奈良市南京終町四丁目392-2
大安寺第1幹線-239	奈良市南京終町二丁目334-3	奈良市南京終町四丁目392-1

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成26年3月3日掲示済)

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成26年3月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第110号

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	登美ヶ丘中町線	学園南一丁目963番133地先から	前	26.2~13.6	337.3	12-12-2 12-12-4
		学園南三丁目931番395地先まで	後	26.2~13.6	329.0	
2	奈良阪南田原線	佐保台一丁目3575番9地先から	前	20.8~18.3	66.3	6-24-4
		佐保台一丁目3575番1地先まで	後	20.8~18.3	66.3	
3	山陵平城線	山陵町1227番1地先から	前	5.2~2.5	155.6	6-21-2
		山陵町1117番1地先まで	後	6.7~2.7	155.6	
4	東部第32号線	須川町2123番地先から	前	8.5~4.8	75.0	9-11
		須川町2159番2地先まで	後	12.5~4.8	75.0	
5	東部第93号線	法用町367番地先から	前	6.0~2.4	134.6	8-23
		法用町289番1地先まで	後	8.9~5.7	134.6	
6	東部第108号線	下狭川町2974番1地先から	前	7.0~4.8	18.5	2-21
		下狭川町2992番地先まで	後	7.0~5.8	18.5	
7	東部第126号線	阪原町20番2地先から	前	3.5~2.1	121.2	9-19
		阪原町25番1地先まで	後	4.0~2.3	121.2	
8	東部第149号線	大慈仙町217番地先から	前	6.6~4.0	18.1	15-18
		大慈仙町236番地先まで	後	6.6~4.0	18.1	

9	東部第150号線	大慈仙町724番1地先から	前	5.0~2.9	62.9	15-15
		大慈仙町818番地先まで	後	9.5~2.9	62.9	
10	東部第183号線	邑地町3256番2地先から	前	5.0~2.7	64.6	10-8
		邑地町1191番1地先まで	後	5.8~2.7	64.6	
11	東部第186号線	邑地町704番地先から	前	9.0~2.7	158.5	10-13
		邑地町680番地先まで	後	9.0~2.7	158.5	
12	東部第201号線	大保町422番地先から	前	3.0~2.1	73.5	16-5 17-1
		大保町419番地先まで	後	4.3~2.2	73.5	
13	東部第201号線	丹生町1100番1地先から	前	6.0~3.1	43.0	17-7
		丹生町849番1地先まで	後	11.5~3.1	43.0	
14	東部第224号線	日笠町402番1地先から	前	6.0~3.0	22.9	23-12
		日笠町404番地先まで	後	6.0~3.0	22.9	
15	東部第241号線	水間町3299番地先から	前	7.0~2.8	61.2	23-15
		水間町2737番地先まで	後	5.4~2.8	61.2	
16	東部第256号線	中之庄町621番地先から	前	5.0~2.2	135.0	23-22
		中之庄町668番地先まで	後	6.5~2.2	135.0	
17	東部第256号線	中之庄町682番2地先から	前	6.7~2.4	115.0	23-21 23-22
		中之庄町1024番1地先まで	後	10.0~3.0	115.0	
18	東部第260号線	南田原町432番地先から	前	6.0~2.0	145.6	28-1
		南田原町678番地先まで	後	4.0~2.0	145.6	
19	東部第264号線	長谷町564番地先から	前	5.6~2.8	72.6	28-11
		長谷町560番地先まで	後	5.6~2.8	72.6	
20	東部第283号線	田原春日野町131番地先から	前	5.8~3.8	66.6	22-23
		田原春日野町98番地先まで	後	6.9~4.4	66.6	
21	東部第292号線	和田町659番1地先から	前	5.6~2.7	116.4	22-15
		和田町634番地先まで	後	7.0~2.7	116.4	
22	東部第298号線	和田町640番甲-1地先から	前	2.7~2.6	22.3	22-15
		和田町637番1地先まで	後	2.7~2.6	19.9	
23	東部第313号線	田原春日野町132番地先から	前	4.8~4.1	15.6	22-23
		田原春日野町139番地先まで	後	4.8~4.1	14.6	
24	南部第95号線	八条三丁目726番4地先から	前	10.0~9.6	70.7	20-13-2
		八条三丁目814番5地先まで	後	10.1~9.6	70.7	

奈良市公報

平成26年4月1日
(火曜日)

第303号

25	南部第137号線	東九条町575番1地先から	前	2.7~2.7	49.7	20-19-2
		東九条町608番1地先まで	後	3.6~3.3	49.7	
26	南部第156号線	杏町467番2地先から	前	7.6~4.0	56.7	20-13-4
		杏町395番地先まで	後	8.9~4.8	56.7	
27	南部第158号線	杏町515番地先から	前	4.0~2.6	36.0	20-18-2
		杏町31番地先まで	後	4.0~2.4	36.0	
28	南部第255号線	古市町1408番5地先から	前	8.5~3.0	78.8	21-11-4 21-12-3
		古市町1420番1地先まで	後	8.5~8.1	78.8	
29	南部第271号線	古市町458番2地先から	前	5.6~3.9	34.5	21-23-1
		古市町276番1地先まで	後	5.6~4.2	34.5	
30	南部第294号線	古市町472番地先から	前	3.3~2.0	33.5	21-22-2 21-23-1
		古市町458番2地先まで	後	4.5~2.7	33.5	
31	南部第326号線	古市町1886番1地先から	前	10.8~6.0	71.5	21-13-1 21-13-3
		古市町1946番地先まで	後	16.5~7.2	71.5	
32	南部第504号線	池田町339番地先から	前	4.0~2.5	81.0	25-15-1
		池田町347番地先まで	後	7.9~2.5	81.0	
33	南部第506号線	田中町171番1地先から	前	2.9~2.0	12.1	26-11-4
		田中町172番1地先まで	後	2.9~2.2	12.1	
34	南部第538号線	今市町395番2-1地先から	前	2.3~1.5	38.6	25-5-4
		今市町403番2地先まで	後	3.6~1.5	38.6	
35	南部第553号線	池田町413番1地先から	前	3.0~2.7	204.0	25-10-2 25-10-4
		池田町8番4地先まで	後	4.0~2.7	204.0	
36	南部第684号線	古市町1438番2地先から	前	6.0~6.0	18.9	21-11-4
		古市町14115番2地先まで	後	7.8~6.0	16.5	
37	北部第118号線	般若寺町268番1地先から	前	6.0~0.8	212.3	14-7-2 14-7-4
		川上町400番1地先まで	後	10.2~8.0	179.9	
38	北部第154号線	奈良阪町1203番2地先から	前	8.8~7.4	162.4	7-21-4
		奈良阪町2801番地先まで	後	8.8~7.4	162.4	
39	北部第183号線	高畠町254番1地先から	前	7.6~7.3	60.8	21-3-3 21-8-1
		高畠町143番22地先まで	後	7.6~7.3	60.8	
40	北部第185号線	高畠町137番16地先から	前	4.6~3.1	44.5	21-8-1
		高畠町153番1地先まで	後	8.5~3.1	44.5	

41	北部第186号線	高畠町140番1地先から 高畠町143番22地先まで	前 後	6.8~5.3 6.8~6.6	71.6 71.6	21-8-1
42	北部第304号線	西木辻町115番10地先から 西木辻町200番61地先まで	前 後	5.3~4.7 5.4~3.1	42.4 42.4	21-1-3
43	北部第445号線	西箇鉾町36番地先から 北袋町29番1地先まで	前 後	3.4~3.2 3.8~3.4	36.3 36.3	14-11-4
44	北部第473号線	西新在家号所町4番5地先から 西新在家町15番5地先まで	前 後	6.6~4.9 6.6~5.0	121.5 121.5	14-16-1
45	北部第473号線	北市町49番1地先から 北市町64番1地先まで	前 後	12.7~10.6 12.7~10.9	27.5 27.5	14-16-1
46	北部第529号線	法華寺町1805番1地先から 佐紀町1194番1地先まで	前 後	3.8~3.3 4.0~3.8	16.9 16.9	13-8-2 13-8-4
47	北部第535号線	川上町134番地先から 川上町742番地先まで	前 後	2.4~1.7 3.0~1.7	59.6 59.6	14-3-4
48	北部第595号線	佐保台一丁目3575番6地先から 佐保台二丁目1657番57地先まで	前 後	18.0~16.0 18.0~18.0	67.2 69.6	6-24-4
49	中部第3号線	菅原町370番1地先から 菅原町372番地先まで	前 後	5.9~3.8 6.0~4.0	50.1 50.1	12-20-2
50	中部第20号線	押熊町1153番1地先から 北登美ヶ丘六丁目1400番21地先まで	前 後	18.0~18.0 19.5~18.0	101.2 101.2	5-9-4
51	中部第41号線	押熊町613番地先から 押熊町587番1地先まで	前 後	8.5~3.0 10.0~3.0	124.7 124.7	5-15-3
52	中部第88号線	山陵町233番5地先から 山陵町174番3地先まで	前 後	3.2~2.7 3.7~2.9	73.3 73.3	13-1-4
53	中部第209号線	佐紀東町1194番1地先から 法華寺町1048番3地先まで	前 後	6.2~3.0 6.2~3.6	82.9 82.9	13-8-4
54	中部第217号線	佐紀町3435番地先から 佐紀町3259番地先まで	前 後	4.1~1.2 4.1~3.6	59.2 59.2	13-2-4
55	中部第292号線	四条大路四丁目110番1地先から 四条大路三丁目91番1地先まで	前 後	7.0~6.6 7.0~6.6	94.2 94.2	13-22-4
56	中部第304号線	五条町137番1地先から 六条町232番地先まで	前 後	3.7~2.8 3.3~3.1	61.4 61.4	20-7-1

奈良市公報

平成26年4月1日
(火曜日)

第303号

57	中部第675号線	三条川西町420番21地先から	前	5.6~5.4	21.1	13-24-1
		三条川西町420番9地先まで	後	7.3~6.1	21.1	
58	中部第690号線	西大寺北町一丁目374番10地先から	前	4.1~2.7	18.6	12-10-4
		西大寺北町二丁目487番1地先まで	後	4.1~2.7	18.6	
59	中部第707号線	西大寺芝町二丁目2080番2地先から	前	4.2~2.1	31.1	12-15-4
		西大寺町2085番地先まで	後	4.4~2.7	31.1	
60	中部第733号線	菅原町300番1地先から	前	4.8~2.8	112.5	12-20-2
		菅原町263番4地先まで	後	6.0~4.0	112.5	
61	中部第818号線	平松四丁目586番1地先から	前	7.6~5.2	87.3	19-5-3
		五条西一丁目1018番1地先まで	後	6.7~5.0	87.3	
62	中部第838号線	宝来町981番1地先から	前	6.5~4.8	67.3	12-20-3
		宝来町980番1地先まで	後	6.3~5.3	67.3	
63	中部第866号線	青野町190番1地先から	前	5.5~3.3	97.3	12-15-4
		青野町182番地先まで	後	5.5~3.9	97.3	
64	中部第868号線	若葉台一丁目355番202地先から	前	5.4~4.9	123.6	12-14-2 12-14-4
		若葉台一丁目671番8地先まで	後	7.1~6.5	123.6	
65	中部第930号線	あやめ池南六丁目1135番8地先から	前	14.5~10.0	40.6	12-8-4
		あやめ池南一丁目1119番10地先まで	後	14.5~10.0	40.6	
66	中部第1066号線	右京四丁目2番19地先から	前	14.0~14.0	92.2	6-11-2
		右京四丁目11番3地先まで	後	15.2~14.0	92.2	
67	中部第1302号線	押熊町1272番地先から	前	9.2~6.0	231.4	5-9-4 5-10-1
		押熊町1194番1地先まで	後	15.0~6.0	224.8	
68	中部第1389号線	中山町1704番1地先から	前	6.2~5.1	44.4	5-20-4
		中山町1726番4地先まで	後	6.5~5.1	44.4	
69	西部第250号線	中山町西一丁目868番9地先から	前	12.0~12.0	9.4	5-18-3
		中山町西一丁目868番32地先まで	後	12.0~12.0	9.4	
70	西部第345号線	学園南二丁目963番216地先から	前	4.0~4.0	17.3	12-12-2
		学園南二丁目963番208地先まで	後	4.0~4.0	9.2	
71	西部第426号線	学園南三丁目931番223地先から	前	4.8~4.6	61.9	12-12-2
		学園南三丁目931番地254地先まで	後	4.8~4.6	59.6	
72	西部第427号線	学園南三丁目963番195地先から	前	6.4~5.0	25.9	12-12-2
		学園南三丁目963番297地先まで	後	6.4~5.0	25.9	

73	西部第429号線	学園南三丁目1081番地先から	前	10.8~6.0	59.7	12-7-4
		学園中一丁目1270番1地先まで	後	11.7~6.6	59.7	
74	西部第715号線	大和田町529番2地先から	前	5.0~2.4	32.2	19-18-1
		大和田町530番1地先まで	後	5.9~3.8	32.2	
75	西部第729号線	中町4269番地先から	前	5.0~2.8	67.8	19-7-2
		中町4272番地先まで	後	7.5~2.8	67.8	
76	西部第873号線	富雄元町四丁目1936番31地先から	前	5.7~5.7	162.2	11-15-3
		富雄元町四丁目1936番17地先まで	後	6.0~5.7	162.2	
77	西部第874号線	富雄元町四丁目1936番6地先から	前	5.7~5.7	24.9	11-15-3
		富雄元町四丁目1936番54地先まで	後	6.0~5.7	24.9	
78	西部第892号線	鳥見町四丁目1番1地先から	前	8.0~8.0	63.8	11-14-2
		鳥見町四丁目4番16地先まで	後	8.0~8.0	63.8	
79	西部第899号線	鳥見町三丁目4番16地先から	前	6.1~6.0	61.8	11-14-2
		鳥見町三丁目1番1地先まで	後	6.4~6.4	61.8	
80	西部第937号線	三松三丁目667番地先から	前	4.3~4.0	3.2	11-5-3
		三松三丁目660番地先まで	後	5.2~5.2	3.2	
81	中部第3号線	青野町200番1地先から	前	8.9~5.2	17.6	12-15-4
		青野町140番1地先まで	後	8.9~5.9	17.6	
82	中部第867号線	青野町156番1地先から	前	6.0~4.4	4.2	12-15-4
		青野町200番1地先まで	後	6.4~4.4	4.2	
83	中部第736号線	宝来三丁目723番地先から	前	4.6~4.1	26.7	12-25-1
		宝来四丁目722番1地先まで	後	6.0~6.0	26.7	
84	中部第91号線	秋篠早月町224番1地先から	前	6.0~5.9	21.5	13-1-3
		秋篠早月町283番4地先まで	後	8.2~6.0	21.5	
85	西部第317号線	学園朝日町637番20地先から	前	20.0~10.8	12.0	12-2-4
		学園朝日町637番20地先まで	後	21.0~10.8	11.5	
86	中部第731号線	青野町200番1地先から	前	3.8~2.9	31.0	12-15-4
		青野町200番1地先まで	後	4.1~3.6	31.0	
87	石打東向谷線	石打1462番55地先から	前	6.5~4.0	112.4	1-22
		石打字向谷1518番1地先まで	後	7.0~3.5	112.4	
88	長引桃香野線	桃香野4267番5地先から	前	8.0~4.8	51.1	3-23
		桃香野字イノリ4268番3地先まで	後	8.0~5.2	51.1	

奈良市公報

平成26年4月1日
(火曜日)

第303号

89	月瀬桃香野線	月瀬208番地先から	前	3.0~2.0	14.4	6-3
		月瀬211番地先まで	後	3.2~2.8	14.4	
90	月瀬宮山線	月瀬181番地先から	前	14.0~3.8	75.8	6-3
		月瀬208番地先まで	後	14.0~3.8	75.8	
91	桃香野滝谷線	桃香野4407番3地先から	前	4.5~3.7	31.9	3-22
		桃香野4407番1地先まで	後	6.2~4.0	31.9	

(平成26年3月3日掲示済)

始します。

奈良市告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成26年3月3日から次のように道路の供用を開

その関係図所は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成26年3月3日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	登美ヶ丘中町線	学園南一丁目963番133地先から	26.2~13.6	329.0	
		学園南三丁目931番395地先まで			
2	奈良阪南田原線	佐保台一丁目3575番9地先から	20.8~18.3	66.3	
		佐保台一丁目3575番1地先まで			
3	山陵平城線	山陵町1227番1地先から	6.7~2.7	155.6	
		山陵町1117番1地先まで			
4	東部第32号線	須川町2123番地先から	12.5~4.8	75.0	
		須川町2159番2地先まで			
5	東部第93号線	法用町367番地先から	8.9~5.7	134.6	
		法用町289番1地先まで			
6	東部第108号線	下狹川町2974番1地先から	7.0~5.8	18.5	
		下狹川町2992番地先まで			
7	東部第126号線	阪原町20番2地先から	4.0~2.3	121.2	
		阪原町25番1地先まで			
8	東部第149号線	大慈仙町217番地先から	6.6~4.0	18.1	
		大慈仙町236番地先まで			
9	東部第150号線	大慈仙町724番1地先から	9.5~2.9	62.9	
		大慈仙町818番地先まで			
10	東部第183号線	邑地町3256番2地先から	5.8~2.7	64.6	
		邑地町1191番1地先まで			
11	東部第186号線	邑地町704番地先から	9.0~2.7	158.5	
		邑地町680番地先まで			

12	東部第201号線	大保町422番地先から	4.3~2.2	73.5	
		大保町419番地先まで			
13	東部第201号線	丹生町1100番1地先から	11.5~3.1	43.0	
		丹生町849番1地先まで			
14	東部第224号線	日笠町402番1地先から	6.0~3.0	22.9	
		日笠町404番地先まで			
15	東部第241号線	水間町3299番地先から	5.4~2.8	61.2	
		水間町2737番地先まで			
16	東部第256号線	中之庄町621番地先から	6.5~2.2	135.0	
		中之庄町668番地先まで			
17	東部第256号線	中之庄町682番2地先から	10.0~3.0	115.0	
		中之庄町1024番1地先まで			
18	東部第260号線	南田原町432番地先から	4.0~2.0	145.6	
		南田原町678番地先まで			
19	東部第264号線	長谷町564番地先から	5.6~2.8	72.6	
		長谷町560番地先まで			
20	東部第283号線	田原春日野町131番地先から	6.9~4.4	66.6	
		田原春日野町98番地先まで			
21	東部第292号線	和田町659番1地先から	7.0~2.7	116.4	
		和田町634番地先まで			
22	東部第298号線	和田町640番甲-1地先から	2.7~2.6	19.9	
		和田町637番1地先まで			
23	東部第313号線	田原春日野町132番地先から	4.8~4.1	14.6	
		田原春日野町139番地先まで			
24	南部第95号線	八条三丁目726番4地先から	10.1~9.6	70.7	
		八条三丁目814番5地先まで			
25	南部第137号線	東九条町575番1地先から	3.6~3.3	49.7	
		東九条町608番1地先まで			
26	南部第156号線	杏町467番2地先から	8.9~4.8	56.7	
		杏町395番地先まで			
27	南部第158号線	杏町515番地先から	4.0~2.4	36.0	
		杏町31番地先まで			

奈良市公報

平成26年4月1日
(火曜日)

第303号

28	南部第255号線	古市町1408番5地先から	8.5~8.1	78.8	
		古市町1420番1地先まで			
29	南部第271号線	古市町458番2地先から	5.6~4.2	34.5	
		古市町276番1地先まで			
30	南部第294号線	古市町472番地先から	4.5~2.7	33.5	
		古市町458番2地先まで			
31	南部第326号線	古市町1886番1地先から	16.5~7.2	71.5	
		古市町1946番地先まで			
32	南部第504号線	池田町339番地先から	7.9~2.5	81.0	
		池田町347番地先まで			
33	南部第506号線	田中町171番1地先から	2.9~2.2	12.1	
		田中町172番1地先まで			
34	南部第538号線	今市町395番2-1地先から	3.6~1.5	38.6	
		今市町403番2地先まで			
35	南部第553号線	池田町413番1地先から	4.0~2.7	204.0	
		池田町8番4地先まで			
36	南部第684号線	古市町1438番2地先から	7.8~6.0	16.5	
		古市町14115番2地先まで			
37	北部第118号線	般若寺町268番1地先から	10.2~8.0	179.9	
		川上町400番1地先まで			
38	北部第154号線	奈良阪町1203番2地先から	8.8~7.4	162.4	
		奈良阪町2801番地先まで			
39	北部第183号線	高畠町254番1地先から	7.6~7.3	60.8	
		高畠町143番22地先まで			
40	北部第185号線	高畠町137番16地先から	8.5~3.1	44.5	
		高畠町153番1地先まで			
41	北部第186号線	高畠町140番1地先から	6.8~6.6	71.6	
		高畠町143番22地先まで			
42	北部第304号線	西木辻町115番10地先から	5.4~3.1	42.4	
		西木辻町200番61地先まで			
43	北部第445号線	西 笹 鉾 町 36番地先から	3.8~3.4	36.3	
		北袋町29番1地先まで			

44	北部第473号線	西新在家号所町4番5地先から	6.6~5.0	121.5	
		西新在家町15番5地先まで			
45	北部第473号線	北市町49番1地先から	12.7~10.9	27.5	
		北市町64番1地先まで			
46	北部第529号線	法華寺町1805番1地先から	4.0~3.8	16.9	
		佐紀町1194番1地先まで			
47	北部第535号線	川上町134番地先から	3.0~1.7	59.6	
		川上町742番地先まで			
48	北部第595号線	佐保台一丁目3575番6地先から	18.0~18.0	69.6	
		佐保台二丁目1657番57地先まで			
49	中部第3号線	菅原町370番1地先から	6.0~4.0	50.1	
		菅原町372番地先まで			
50	中部第20号線	押熊町1153番1地先から	19.5~18.0	101.2	
		北登美ヶ丘六丁目1400番21地先まで			
51	中部第41号線	押熊町613番地先から	10.0~3.0	124.7	
		押熊町587番1地先まで			
52	中部第88号線	山陵町233番5地先から	3.7~2.9	73.3	
		山陵町174番3地先まで			
53	中部第209号線	佐紀東町1194番1地先から	6.2~3.6	82.9	
		法華寺町1048番3地先まで			
54	中部第217号線	佐紀町3435番地先から	4.1~3.6	59.2	
		佐紀町3259番地先まで			
55	中部第292号線	四条大路四丁目110番1地先から	7.0~6.6	94.2	
		四条大路三丁目91番1地先まで			
56	中部第304号線	五条町137番1地先から	3.3~3.1	61.4	
		六条町232番地先まで			
57	中部第675号線	三条川西町420番21地先から	7.3~6.1	21.1	
		三条川西町420番9地先まで			
58	中部第690号線	西大寺北町一丁目374番10地先から	4.1~2.7	18.6	
		西大寺北町二丁目487番1地先まで			
59	中部第707号線	西大寺芝町二丁目2080番2地先から	4.4~2.7	31.1	
		西大寺町2085番地先まで			

奈良市公報

平成26年4月1日
(火曜日)

第303号

60	中部第733号線	菅原町300番1地先から	6.0～4.0	112.5	
		菅原町263番4地先まで			
61	中部第818号線	平松四丁目586番1地先から	6.7～5.0	87.3	
		五条西一丁目1018番1地先まで			
62	中部第838号線	宝来町981番1地先から	6.3～5.3	67.3	
		宝来町980番1地先まで			
63	中部第866号線	青野町190番1地先から	5.5～3.9	97.3	
		青野町182番地先まで			
64	中部第868号線	若葉台一丁目355番202地先から	7.1～6.5	123.6	
		若葉台一丁目671番8地先まで			
65	中部第930号線	あやめ池南六丁目1135番8地先から	14.5～10.0	40.6	
		あやめ池南一丁目1119番10地先まで			
66	中部第1066号線	右京四丁目2番19地先から	15.2～14.0	92.2	
		右京四丁目11番3地先まで			
67	中部第1302号線	押熊町1272番地先から	15.0～6.0	224.8	
		押熊町1194番1地先まで			
68	中部第1389号線	中山町1704番1地先から	6.5～5.1	44.4	
		中山町1726番4地先まで			
69	西部第250号線	中山町西一丁目868番9地先から	12.0～12.0	9.4	
		中山町西一丁目868番32地先まで			
70	西部第345号線	学園南二丁目963番216地先から	4.0～4.0	9.2	
		学園南二丁目963番208地先まで			
71	西部第426号線	学園南三丁目931番223地先から	4.8～4.6	59.6	
		学園南三丁目931番地254地先まで			
72	西部第427号線	学園南三丁目963番195地先から	6.4～5.0	25.9	
		学園南三丁目963番297地先まで			
73	西部第429号線	学園南三丁目1081番地先から	11.7～6.6	59.7	
		学園中一丁目1270番1地先まで			
74	西部第715号線	大和田町529番2地先から	5.9～3.8	32.2	
		大和田町530番1地先まで			
75	西部第729号線	中町4269番地先から	7.5～2.8	67.8	
		中町4272番地先まで			

76	西部第873号線	富雄元町四丁目1936番31地先から	6.0～5.7	162.2	
		富雄元町四丁目1936番17地先まで			
77	西部第874号線	富雄元町四丁目1936番6地先から	6.0～5.7	24.9	
		富雄元町四丁目1936番54地先まで			
78	西部第892号線	鳥見町四丁目1番1地先から	8.0～8.0	63.8	
		鳥見町四丁目4番16地先まで			
79	西部第899号線	鳥見町三丁目4番16地先から	6.4～6.4	61.8	
		鳥見町三丁目1番1地先まで			
80	西部第937号線	三松三丁目667番地先から	5.2～5.2	3.2	
		三松三丁目660番地先まで			
81	中部第3号線	青野町200番1地先から	8.9～5.9	17.6	
		青野町140番1地先まで			
82	中部第867号線	青野町156番1地先から	6.4～4.4	4.2	
		青野町200番1地先まで			
83	中部第736号線	宝来三丁目723番地先から	6.0～6.0	26.7	
		宝来四丁目722番1地先まで			
84	中部第91号線	秋篠早月町224番1地先から	8.2～6.0	21.5	
		秋篠早月町283番4地先まで			
85	西部第317号線	学園朝日町637番20地先から	21.0～10.8	11.5	
		学園朝日町637番20地先まで			
86	中部第731号線	青野町200番1地先から	4.1～3.6	31.0	
		青野町200番1地先まで			
87	石打東向谷線	石打1462番55地先から	7.0～3.5	112.4	
		石打字向谷1518番1地先まで			
88	長引桃香野線	桃香野4267番5地先から	8.0～5.2	51.1	
		桃香野字イノリ4268番3地先まで			
89	月瀬桃香野線	月瀬208番地先から	3.2～2.8	14.4	
		月瀬211番地先まで			
90	月瀬宮山線	月瀬181番地先から	14.0～3.8	75.8	
		月瀬208番地先まで			
91	桃香野滝谷線	桃香野4407番3地先から	6.2～4.0	31.9	
		桃香野4407番1地先まで			

奈良市公報

第303号

平成26年4月1日
(火曜日)

(平成26年3月3日掲示済)

奈良市告示第112号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年3月3日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年3月3日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内

1 指定年月日 平成26年3月1日

は無料)

8 連絡先

奈良市市民生活部 防犯・交通安全課

電話0742-34-1111代表

(平成26年3月3日掲示済)

奈良市告示第113号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成26年3月3日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成26年3月3日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成25年8月1日、同月4日、同月6日、同月9日、同月19日、同月22日、同月23日、同月26日及び同月29日

(平成26年3月3日掲示済)

奈良市告示第114号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成26年3月4日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101779	株式会社ai	630-8133	奈良県奈良市大安寺一丁目17-13	訪問介護ステーションリーベ	630-8451	奈良県奈良市北之庄町736番地の1 奈良事務機ビル本館1F	行動援護
2910102181	株式会社ききょう	631-0078	奈良県奈良市富雄元町三丁目1-13	希房	630-8357	奈良県奈良市杉ヶ町33-3 ききょう杉ヶ町ビル5階	短期入所
2910102173	株式会社プロパティ・ケア	533-0033	大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目18番22号	ハッピースタッフ奈良新大宮	630-8115	奈良県奈良市大宮町六丁目6番地の1 アルファコート204号室	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
2910102157	株式会社新高和	630-8238	奈良県奈良市高天市町49番地	新高和介護サービス	630-8238	奈良県奈良市高天市町49番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
2910101829	社会福祉法人こまどり会	630-8042	奈良県奈良市西ノ京町155番地の1	喜蔵庵	631-0052	奈良県奈良市中町502-4	生活介護
2910102165	特定非営利活動法人地域密着型相談センターとまり木	630-8301	奈良県奈良市高畑町1025	とまり木キッズはうす	630-8301	奈良県奈良市高畑町1005-3	行動援護

(平成26年3月4日掲示済)

奈良市告示第115号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定

【訪問入浴・介護予防訪問入浴】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970100588	奈良市川上町281	万葉苑訪問入浴介護サービスセンター	奈良市川上町875-1	社会福祉法人万葉福祉会	平成26年3月31日

【通所介護・介護予防通所介護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970102766	奈良市二名平野二丁目2148-2	富雄セントラルクリニックデイサービスステーション	奈良市二名平野二丁目2148-2	医療法人大和医仁会	平成26年3月31日

【訪問介護・介護予防訪問介護】【居宅介護支援】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970104044	奈良市百毫寺町835-1 大和紀寺ビル1階	ハートランドケア奈良ケアセンター	生駒郡三郷町勢野北四丁目13番1号	一般財団法人信貴山病院	平成26年3月31日

(平成26年3月4日掲示済)

奈良市告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により高樋町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成26年3月4日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	岡田 仁男 奈良市高樋町1294番地の1	岡口 吉偉 奈良市高樋町501番地の1

2 変更の年月日

平成26年2月11日

(平成26年3月4日掲示済)

奈良市告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により山村町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成26年3月4日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

居宅介護支援事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

平成26年3月4日

奈良市長 仲川元庸

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	中沢 義清 奈良市山町724番地	岩井 寛 奈良市山町691番地

2 変更の年月日 平成26年2月11日

(平成26年3月4日掲示済)

奈良市告示第118号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年3月5日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成25年4月24日 奈良市指令都整開 第13A-8号

平成26年2月7日 奈良市指令都整開 第13A-8-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成26年3月5日 第1395号

公共施設 平成26年3月5日 第649号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市六条西五丁目560番13、561番8、1415番2、1416番1、1418番7、1436番3、1438番2、1438番3、1438番4、1580番1、1580番2及び1581番2

奈良市公報

第303号

平成26年4月1日
(火曜日)

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市六条西五丁目17番43号
社会福祉法人南都栄寿会 理事長 田畠 利次
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市六条西五丁目561番8の一部及び1580番2の一部
(2) 調整池
奈良市六条西五丁目1438番2の一部及び1438番3の一部
(平成26年3月5日掲示済)

奈良市告示第119号

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年3月6日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 事業名

奈良市統合型地理情報システム導入事業
以下省略

(平成26年3月6日掲示済)

奈良市告示第120号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成26年3月6日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成26年3月6日掲示済)

奈良市告示第121号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年3月6日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年3月6日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年3月6日掲示済)

奈良市告示第122号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり廃止したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成26年3月7日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市二条大路南一丁目1番1号
申請者氏名	奈良市長 仲川 元庸
廃止する道路の位置	川上町392番1、392番9及び399番の各一部
廃止する道路の幅員	最大6.30m 最小4.80m
廃止する道路の延長	104.40m
廃止年月日	平成26年3月7日
廃止番号	H2513号

(平成26年3月7日掲示済)

奈良市告示第123号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり廃止したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成26年3月7日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市二条大路南一丁目1番1号
申請者氏名	奈良市長 仲川 元庸
廃止する道路の位置	川上町399番、403番1、403番2及び405番の各一部
廃止する道路の幅員	最大4.50m 最小4.50m
廃止する道路の延長	94.00m
廃止年月日	平成26年3月7日
廃止番号	H2514号

(平成26年3月7日掲示済)

奈良市告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年3月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成25年9月3日 奈良市指令都整開 第11A-31号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号

<p>開発行為 平成26年3月7日 第1396号</p> <p>3 開発区域に含まれる地域 奈良市高畠町778番1及び1203番1</p> <p>4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神奈川県横浜市中区山下町24番地605 株式会社シンリョー 代表取締役 小林 篤治 (平成26年3月7日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第125号</p> <p>大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。</p> <p>平成26年3月10日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 土地区画整理事業の名称 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地区画整理事業</p> <p>2 施行者の名称 奈良市</p> <p>3 施行地区 奈良市大森西町、大森町、大安寺七丁目、三条本町及び西木辻町の各一部</p> <p>4 事業施行期間 平成13年3月9日から平成33年3月31日まで</p> <p>5 事務所の所在 (1) 主たる事務所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所内 (2) 従たる事務所 奈良市三条本町1番80号 奈良市都市整備部都市計画室 JR奈良駅周辺整備事務所</p> <p>6 事業計画の決定年月日 平成13年3月9日</p> <p>7 事業計画の変更の年月日 平成26年3月10日 (平成26年3月10日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第126号</p> <p>大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地区画整理事業の事業計画において定める、施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第10項の規定により、公衆の縦覧に供しますので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により次のとおり公告します。</p> <p>平成26年3月10日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 縦覧場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市都市整備部都市計画室都市計画課</p>	<p>奈良市三条本町1番80号 奈良市都市整備部都市計画室 JR奈良駅周辺整備事務所</p> <p>2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで (平成26年3月10日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第127号</p> <p>奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱の一部を改正する告示を次のように定める。</p> <p>平成26年3月10日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱の一部を改正する告示</p> <p>奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱（平成14年奈良市告示第401号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第3号中「業務端末」を「CS端末」に、「月ヶ瀬行政センター住民課」を「月ヶ瀬行政センター総務住民課」に、「都祁行政センター住民課」を「都祁行政センター総務住民課」に改める。</p> <p>第5条第2項中「月ヶ瀬行政センター住民課長」を「月ヶ瀬行政センター総務住民課長」に、「都祁行政センター住民課長」を「都祁行政センター総務住民課長」に改める。</p> <p>第6条第2項第4号中「情報公開課長」を「文書法制課長」に改める。</p> <p>第9条の表サーバ及びネットワーク機器を設置する情報政策課のCPU室の項中「指紋識別システム」を「静脈認証システム」に改め、同表業務端末を設置する課、各出張所等の事務室の項中「業務端末」を「CS端末」に、「月ヶ瀬行政センター住民課長」を「月ヶ瀬行政センター総務住民課長」に、「都祁行政センター住民課長」を「都祁行政センター総務住民課長」に改める。</p> <p>第11条第1項第2号中「業務端末」を「CS端末」に改め、同条第2項中「操作者識別カード及びパスワード」を「照合情報認証」に改める。</p> <p>第12条第2項の表業務端末の項中「業務端末」を「CS端末」に、「月ヶ瀬行政センター住民課長」を「月ヶ瀬行政センター総務住民課長」に、「都祁行政センター住民課長」を「都祁行政センター総務住民課長」に改める。</p> <p>第13条を次のように改める。 (照合ID、照合情報及び操作者ID) 第13条 アクセス管理責任者は、照合ID、照合情報及び操作者IDに関し、次に掲げる事項を実施する。 (1) 照合ID及び操作者IDの管理方法を定めること。 (2) 照合情報の登録及び削除の管理方法を定めること。 (3) 操作者IDの種類ごとの操作者を定めること。 (4) 照合ID及び操作者IDの管理簿を作成すること。 第14条中「操作者識別カード及びパスワード」を「照合ID、照合情報及び操作者ID」に改める。 第16条第2項中「月ヶ瀬行政センター住民課長」を「月</p>
--	---

奈良市公報

平成26年4月1日
(火曜日)

第303号

ヶ瀬行政センター総務住民課長」に、「都祁行政センター総務住民課長」を「都祁行政センター総務住民課長」に改める。

附 則

この告示は、平成26年3月10日から施行する。
(平成26年3月10日掲示済)

奈良市告示第128号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年3月11日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
高岡歯科医院	奈良県奈良市藤ノ木台一丁目2番11号	平成26年1月30日

(平成26年3月11日掲示済)

奈良市告示第129号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定をしましたので、同法第55条の2の規定

指定介護機関	
名称	所在地
開設者	
名称	主たる事務所の所在地
有限会社サンケアサポート	奈良県奈良市神殿町95番地の5
有限会社サンケアサポート	奈良県奈良市神殿町95番地の5

(平成26年3月11日掲示済)

奈良市告示第131号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関	
名称	所在地
開設者	
名称	主たる事務所の所在地
ハッピースタッフ奈良新大宮	奈良県奈良市大宮町六丁目6番地の1アルファコート204号室
株式会社プロパティ・ケア	大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目18番22号

(平成26年3月11日掲示済)

奈良市告示第132号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準

により告示します。

平成26年3月11日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
つげファミリー歯科	奈良県奈良市都祁白石町1102	平成26年3月4日
ひかり薬局 大宮店	奈良県奈良市二条大路南一丁目2番21号モンシャトーレ101号室	平成26年3月1日
阪神調剤薬局 市立奈良店	奈良県奈良市紀寺町687-3	平成26年3月1日

(平成26年3月11日掲示済)

奈良市告示第130号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年3月11日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関	
名称	所在地
開設者	
名称	主たる事務所の所在地
有限会社サンケアサポート	奈良県奈良市神殿町95番地の5
有限会社サンケアサポート	奈良県奈良市神殿町95番地の5

(平成26年3月11日掲示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年3月11日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関	
名称	所在地
開設者	
名称	主たる事務所の所在地
ハッピースタッフ奈良新大宮	奈良県奈良市大宮町六丁目6番地の1アルファコート204号室
株式会社プロパティ・ケア	大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目18番22号

(平成26年3月11日掲示済)

用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年3月11日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
山田 誠治		柔道整復	平成26年1月30日
あまがつじ東鍼灸整骨院(山田誠治)	奈良県奈良市四条大路五丁目142-2		

(平成26年3月11日掲示済)

奈良市告示第133号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年3月11日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年3月8日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年3月11日掲示済)

奈良市告示第134号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年3月11日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
デイサービス エリシオ ン新大宮	奈良県奈良市大宮町二丁目3-4-103	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成26年2月1日 平成26年2月1日
株式会社セフティライフ	奈良県北葛城郡広陵町馬見南四丁目1番1号		

(平成26年3月12日掲示済)

奈良市告示第137号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年3月11日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年3月11日掲示済)

奈良市告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年3月12日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
中川 雅文		柔道整復	平成26年2月28日
なかがわ整骨院(中川 雅文)	奈良県奈良市四条大路五丁目5-1		

(平成26年3月12日掲示済)

奈良市告示第136号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年3月12日

奈良市長 仲川元庸

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年3月12日

奈良市長 仲川元庸

開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
阪神調剤薬局 市立奈良店	奈良県奈良市紀寺町687-3	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成26年3月1日 平成26年3月1日
株式会社阪神調剤薬局	兵庫県芦屋市大桙町1番18号		

(平成26年3月12日掲示済)

奈良市告示第138号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年3月13日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年3月13日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年3月13日掲示済)

奈良市告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年3月14日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		休止した施設又は廃止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
医療法人宝山会 介護老人保健施設「佐保の里」	奈良県奈良市八条五丁目437-8	居宅 通所リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション	平成26年2月1日 平成26年2月1日
医療法人宝山会	大阪府岸和田市土生町5丁目11番16号		

(平成26年3月14日掲示済)

奈良市告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年3月14日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	特別養護老人ホームこがねの里 指定居宅介護支援事業所	奈良県奈良市西大寺赤田町一 丁目7-1-2	社会福祉法人秋篠茜会	
新	こがねの里居宅介護支援事業所	奈良県奈良市西大寺赤田町一 丁目7-1-2	社会福祉法人秋篠茜会	平成25年12月1日

(平成26年3月14日掲示済)

奈良市告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年3月14日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		

ひかり薬局 大宮店	奈良県奈良市二条大路南一丁目2番21号モンシャト-101号室	居宅 症状管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成26年3月1日 平成26年3月1日
有限会社ひかりファーマシー	奈良県生駒市俵口町1370-1		

(平成26年3月14日掲示済)

奈良市告示第142号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたで、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年3月14日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
高見 南帆		あんま	平成26年3月1日
株式会社フレアス（高見南帆）	奈良県奈良市白毫寺町835-1 大和紀寺ビル305号		

(平成26年3月14日掲示済)

奈良市告示第143号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により認定対象区域内の建築物の位置及び構造の認定を取消しましたので同条第4項の規定により公告します。

平成26年3月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 認定の取消しを行った区域の場所
奈良市高畠町181番2の一部
- 2 認定年月日及び認定番号
 - (1) 認定年月日 昭和47年1月5日
 - (2) 認定番号 第525号

(平成26年3月14日掲示済)

奈良市告示第144号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により認定対象区域内の建築物の位置及び構造の認定を取消しましたので同条第4項の規定により公告します。

平成26年3月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 認定の取消しを行った区域の場所
奈良市川上町392番1の一部
- 2 認定年月日及び認定番号
 - (1) 認定年月日 昭和48年10月30日
 - (2) 認定番号 第8号

(平成26年3月14日掲示済)

奈良市告示第145号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項

の規定により認定対象区域内の建築物の位置及び構造の認定を取消しましたので同条第4項の規定により公告します。
平成26年3月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 認定の取消しを行った区域の場所
奈良市杏町424番1の一部及び81番7
- 2 認定年月日及び認定番号
 - (1) 認定年月日 昭和47年5月26日
 - (2) 認定番号 第1号

(平成26年3月14日掲示済)

監査**奈良市監査委員告示第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

平成26年3月6日

奈良市監査委員 中村勝三郎	同 中本勝
同 三浦教次	同 松田末作
奈監第15号	平成26年3月3日

請求人

奈良市六条西5-15-9-2

浅野詠子様

奈良市監査委員 中村勝三郎	同 中本勝
同 三浦教次	同 松田末作

住民監査請求の結果について（通知）

平成26年1月6日付けで提出のあった住民監査請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

- 1 監査対象部局
奈良市総合政策部行政経営課及び都市整備部都市計画室都市計画課
- 2 請求人の証拠の提出及び陳述
地方自治法第242条第6項の規定により、平成26年1月22日に郵送で新たな証拠の提出を受け、同月30日に陳述の聴取を行った。
- 3 関係職員の陳述
平成26年1月30日に都市整備部長、都市計画課長及び

行政経営課長に対し、陳述の聴取を行った。

4 請求の要旨

旧奈良市土地開発公社は、先行取得する必要のなかった元市議会議員（故人）所有の土地（J R奈良駅前）を4億5千万円で違法に買収していたが、2013年、市が第三セクター等改革推進債を発行するに伴い、同公社の債権を放棄したことにより、具体的な損害が発生した。

当時の市長、大川靖則氏は、同公社が必要のない土地を先行取得するなどの逸脱した経営をしないよう、地方自治法および地方財政法上の監督義務を有していたにもかかわらず、監督を怠っていた。これにより、当該土地をめぐって、同公社の実質的経営者だった元市助役（故人）と元市議会議員との密室の違法取引を容易にし、元市議会議員に不当な利益が供与された。

したがって市長は、大川元市長および元市議会議員の相続人らに対し、市に与えた損害を賠償するよう請求しなければならない。

5 監査対象事項

奈良市土地開発公社（以下「公社」という。）の解散に伴う代位弁済、代物弁済及び債権放棄について、本件住民監査請求の対象としている土地（以下「本件土地」という。）の取得に起因する違法又は不当な点があるか。

6 監査の結果

（事実関係）

(1) 本件土地は、大和都市計画事業 J R奈良駅周辺土地区画整理事業施行地区内で、従前の宅地は、奈良市三条本町27-2 の宅地81.02m²、同町27-3 の宅地54.01m²及び同市三条宮前町311-6 の雑種地90.00m²の合計225.03m²であり、仮換地は、18街区符号8 の224m²であった。なお、従前の宅地には、455,000千円の抵当権が設定されていた。

(2) 財政課が平成7年1月17日付けで市長決裁を得た、公社理事長あての「平成6年度土地開発公社事業計画の変更について（第3回）」の起案の裏書には、J R奈良駅周辺地区駐車場建設の用地費を0千円から358,400千円に変更するとあり、公社理事長あての通知文に添付された同日現在の平成6年度土地開発公社業務執行計画には、J R奈良駅周辺地区駐車場建設事業の執行見込額として、455,168千円（面積225.03m²）と記載されていた。

一方、公社は、同事業の執行見込額として、358,400千円（面積224.00m²）と、455,168千円（面積225.03m²）とする、同日現在の同業務執行計画を2枚、保有していた。

(3) J R奈良駅整備課は、平成7年1月18日付けで市長決裁を得て、公社理事長あてにJ R奈良駅周辺地区駐車場建設事業の駐車場用地として、本件土地を455,168千円（公簿面積225.03m²）で取得する依頼を行った。公社は、不動産鑑定士に本件土地の仮換地の評価を依頼し、同月1日現在において仮換地図のとおり完成したものとしての鑑定評価額が457,000千円（仮換地面

積224m²）とする不動産鑑定評価書が、同月27日付けで不動産鑑定士から提出された。公社は、同年2月2日に元市議会議員と、仮換地面積224m²を基準として455,168千円で、本件土地の売買契約を締結した。なお、当該売買契約締結の決裁文書に、駐車場計画平面図が添付されていた。

(4) 市は、公社を解散するため、本件土地の先行取得に要した資金を含む公社の借入れを平成24年10月31日に代位弁済（財源は、全額が第三セクター等改革推進債である。）し、求償権に基づく請求を公社に対して行った。公社は、同日、資産状況により現金での支払いが困難であることから、当該請求に対して、代物弁済することの承認を市に依頼した。市は、公社からの依頼を受け、公社の保有土地の所有権の譲渡を受ける代物弁済契約を同年11月29日に公社と締結し、同年12月17日に所有権の移転を受けた。

(5) 市は、公社に代位して弁済した金額から、代物弁済として取得した土地の価額を控除した金額の求償権と、その他当該代位弁済に基づき行使しうる求償権の一切を放棄する議案を平成25年市議会3月定例会に提出し、平成25年3月22日に可決された。

（監査委員の判断）

市が公社の解散に向け行った代位弁済、代物弁済及び債権放棄に至る財務会計上の行為について監査した結果、これらの行為は公社が解散するために必然であり、違法又は不当性はなかった。

次に、本件土地について先行取得における違法又は不当性の有無を監査した。その中で、次の点については疑問が残った。

(1) 平成6年度土地開発公社事業計画の変更（第3回）に係る書類に不整合な点があったこと。

(2) 取得額が従前の宅地に設定されていた抵当権の債権額に近い金額であったこと、また、駐車場用地としての土地利用計画が駐車場計画平面図の1枚しかなく、具体性に乏しいことから、本件土地の取得の必要性が十分に検討されたのかどうか。

しかしながら、市から提出された関連資料等からも、不動産鑑定評価書の鑑定評価額の範囲内で本件土地を取得しており、先行取得する必要のなかった本件土地を違法に買収したという請求人の主張を確証するに足るまでの事実は認められなかった。したがって、本件土地の取得に関連する一連の財務手続に違法又は不当性は認められないと言わざるを得ない。

よって、本件住民監査請求は、理由がないものと判断し、これを棄却する。

（平成26年3月6日掲示済）

奈良市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

平成26年3月6日

奈良市監査委員 三浦 教次
同 松田 末作
奈監 第16号
平成26年3月3日

請求人

奈良市六条西5-15-9-2

浅野詠子様

奈良市監査委員 三浦 教次
同 松田 末作

住民監査請求の結果について(通知)

平成26年1月6日付けで提出のあった住民監査請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

なお、監査委員である中村勝三郎及び中本勝は、平成25年3月に提出された「(仮称)西ふれあい広場用地先行取得」に関する住民監査請求を監査した監査委員であったため、地方自治法第199条の2の規定により除斥しました。

1 監査対象部局

奈良市監査委員事務局監査課

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成26年1月30日に証拠の提出及び陳述の聴取を行った。

3 請求の要旨

「(仮称)西ふれあい広場用地先行取得」に関する巨額な財政上の疑義をめぐり、市民らが2013年3月に行った住民監査請求に対し、監査委員が「合議に至らず」という一方的な理由をもって、地方自治法が定める監査の結果を公表しなかったことは、職務上の怠慢である。

したがって、当該住民監査を受理した日付から「合議に至らず」という報告を行った同年5月までの間に監査委員に支払われた報酬は合理性がなく、市に損害を与えた。

これにより市長は、監査委員に対し、この間に受領した報酬の全額に利子をつけた金員を賠償させるよう市長に求める。

4 監査対象事項

平成25年3月に提出された「(仮称)西ふれあい広場用地先行取得」に関する住民監査請求に対し、合議に至らなかったことによる、監査委員への給与及び報酬の支出について、違法又は不当な点があるか。

5 監査の結果

(事実関係)

- (1) 平成25年3月27日付けで提出された「(仮称)西ふれあい広場用地先行取得」に関する住民監査請求について、同年4月4日に要件審査が行われ、同月15日に地方自治法第242条第6項の規定に基づく請求人の証拠の提出及び陳述が行われた。
- (2) 平成25年4月17日付けで奈良市長及び奈良市土地開発公社清算人へ関連資料の提出を求め、同月30日に関

係職員の陳述が行われた。

- (3) 平成25年5月15日に識見協議が行われた。
- (4) 平成25年5月17日及び23日に委員協議が行われたが、合議に至らなかった。
- (5) 合議に至らなかったことを平成25年5月24日付けで請求人へ通知し、同月28日付けで告示された。

(監査委員の判断)

住民監査請求に対する監査及び勧告についての決定は、地方自治法第242条第8項において、監査委員の合議によるものとすると規定されている。監査委員は、上記事実関係のとおり、請求人及び関係職員の陳述を聴取するとともに、市長及び土地開発公社清算人へ関連資料の提出を求め、監査を実施し、協議を重ねたが、結果として合議には至らなかったものである。監査委員としての職責を果たしており、監査委員への給与及び報酬の支出については、違法又は不当な点は認められなかった。

よって、本件住民監査請求は、理由がないものと判断し、これを棄却する。

(平成26年3月6日掲示済)

公 営 企 業**奈良市水道局告示第8号**

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成26年3月12日

奈良市水道事業管理者
池田修

名称	代表者氏名	所 在 地	指定日
株式会社光輝工業	代表取締役 金光 健二	大阪府高槻市唐崎北三丁目4番5号	平成26年3月6日
建築工房グリーンステージ	林 邦夫	奈良県磯城郡三宅町但馬424-9	平成26年3月6日

(平成26年3月12日掲示済)

教 育 委 員 会

奈良市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月7日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第1号

奈良市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
奈良市学校運営協議会規則(平成22年奈良市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。
第11条の見出しを「(評価及び情報の提供)」に改め、同

奈良市公報

第303号

平成26年4月1日
(火曜日)

条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

協議会は、設置校の運営状況について、点検及び評価を行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月7日掲示済)

する。

平成26年3月7日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第2号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和32年奈良市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式中

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布
「その2（中学校の部A票）

第___学年___組___月

中学校出席簿A票

番号	氏名	性別	日(曜日)						日(月)						日(金)						累計					
			時限		1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6	出停 ・忌引	欠席 病気	出席 事故	出	遅	早	欠		
			科目																							
1																										
2																										
3																										
4																										
42																										
43																										
44																										
45																										
就学生徒数																										
出席生徒数																										
欠席生徒数																										

「その2（中学校の部A票）

第___学年___組___月

中学校出席簿A票

番号	氏名	性別	日(曜日)							日(月)							日(金)							累計						
			時限		1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	出停 ・忌引	欠席 病気	出席 事故	出	遅	早	欠					
			科目																											
1																														
2																														
3																														
4																														
42																														
43																														
44																														
45																														
就学生徒数																														
出席生徒数																														
欠席生徒数																														

改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月7日掲示済)

奈良市教育委員会告示第3号

平成26年3月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成26年3月12日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

1 日 時

平成26年3月14日（金）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟3階 教育委員会室

3 会議に附すべき事件

教育長報告

- (1) 平成25年度学校運営協議会の活動状況について
- (2) 日本語指導に係る対応手引書「日本語指導が必要な児童生徒が入ってきたら」について

議事

議案第94号 奈良市立精華幼稚園及び奈良市立鼓阪幼稚園の休園について

議案第95号 市長の権限に属する事務の補助執行の協議について

議案第96号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行の協議について

議案第97号 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について

議案第98号 奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について

議案第99号 奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例施行規則の一部改正について

議案第100号 平成26年4月市費支弁教員の人事について

議案第101号 平成26年4月県費負担教員の人事について

議案第102号 奈良市指定文化財の指定について

議案第103号 奈良市学校給食費の管理に関する要綱の制定について

議案第104号 奈良市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部改正について

その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 2月～3月

傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分までです。定員は5名で定員になり次第締切させていただきます。

(平成26年3月12日掲示済)

奈良市教育委員会告示第4号

奈良市文化財保護条例（昭和53年奈良市条例第7号）第4条の規定により、平成26年3月14日次のとおり奈良市指定文化財を指定したので、同条例第9条の規定に基づき告示します。

平成26年3月14日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

分類	件 名	数 量	所有者・所在地	備 考
彫刻	鉄造十一面観音立像	1軀	地蔵院 奈良市都祁吐山町2177	鎌倉時代
彫刻	木造十一面観音立像 像底の柄に永正拾年、六月十八日、慶秀本の銘がある	1軀	観音寺 奈良市都祁甲岡町347	室町時代
歴史資料	春日座大工木奥家資料	大工道具類194点 文書記録類26点 図面類62点	木奥良彦 奈良市芝新屋町17	江戸時代

(平成26年3月14日掲示済)

選挙管理委員会**奈良市選挙管理委員会告示第4号**

平成26年3月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者

の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成26年3月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保武志

50分の1の数 6,006人

6分の1の数 50,043人

3分の1の数 100,086人

(平成26年3月2日掲示済)

農業委員会**奈良市農業委員会告示第6号**

奈良市農業委員会平成26年3月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成26年3月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 岡田嘉文

1 日時

平成26年3月14日（金）午前9時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

平成26年3月1日付け奈良市公報第302号

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（2月専決処理分）
- (4) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定による特定農地貸付けの承認について
- (5) 許可・受理の取消しについて
- (6) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (7) 知事許可について（2月許可分）

(平成26年3月7日掲示済)

正 誤

ページ	段	行	誤	正
6	—	—	奈良県奈良市高天市町 22番地2	奈良県奈良市高天市町 22番地3